

介護保険施設等の特定行為研修周知事業

実施団体公募要領

令和7年2月

厚生労働省

介護保険施設等の特定行為研修周知事業

実施団体公募要領

1 総則

特定行為に係る看護師の研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

しかしながら、地域で就業する看護師の特定行為に係る研修の修了者（以下、「修了者」という。）は6,541人中816人（令和4年度衛生行政報告例）にとどまっており、地域で活躍する修了者の更なる養成が必要です。

そこで、厚生労働省では、医療依存度や介護度の高い対象者が入所し介護保険サービスを提供する特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院といった介護保険施設や有料老人ホーム等（以下「介護保険施設等」という。）の管理者や医師の特定行為研修制度に対する理解と協力を促し、介護保険施設等に勤務する看護師が働きながらそれぞれの生活圏で特定行為研修を受講できる体制整備を支援する団体（以下「実施団体」という。）の選定を行うため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

介護保険施設等で勤務する看護師の特定行為研修の受講を推進するため、介護保険施設等の管理者や医師に対し特定行為に係る看護師の研修制度の周知を行うことに加え、看護師が特定行為研修を受講しやすい体制を整備することを目的とします。

3 実施主体

本事業の実施主体は、介護保険施設等の関係団体とする。

4 事業内容

1) 特定行為研修実施体制推進委員会の設置・運営

介護保険施設等で勤務する看護師が特定行為研修を受講しやすい体制の整備を支援するため、特定行為研修実施体制推進委員会を設置する。

特定行為研修実施体制推進委員会の設置・運営にあたっては、介護保健施設等の看護師から特定行為研修の受講希望があった際に、「地域支援型の指定研修機関推進事業」の実施団体が設置する地域版特定行為研修推進委員会と情報共有を図るなど連携すること。

(1) 構成員

特定行為研修実施体制推進委員会の委員には、次の者を含むこと。

- ・ 指定研修機関において特定行為研修を担当している医師及び看護師
- ・ 修了者を配置する介護保険施設等の管理者
- ・ 介護保険施設等に勤務する修了者

また、必要に応じて、修了者の活動等に関する有識者にも参加してもらうことが望ましい。

なお、委員の選定にあたっては厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

(2) 特定行為研修実施体制推進委員会の業務

① 介護保険施設等が指定研修機関・協力施設となるための支援

介護保険施設等の管理者や医師に対し、介護保険施設等が指定研修機関や協力施設となるための相談窓口の設置や手続きに関する説明会を実施する。相談窓口や説明会以外の支援についても特定行為研修実施体制推進委員会で検討し、企画・実施すること。

ア) 相談窓口・説明会の対象

介護保険施設等の管理者や医師、看護師 等

イ) 相談窓口の設置

医療安全管理に関する組織の設置、患者からの相談に応じる体制の確保、指定研修機関や協力施設との連携体制の構築など、対象者からの指定研修機関や協力施設になるための手続き、要件等に関する相談に対応するための窓口を設置する。

受付時間は原則平日（月～金）の日中とし、対応者は、特定行為に係る看護師の研修制度に知見を有する者を配置すること。

また、対象者が相談しやすいように、適切な時期・時間・方法などを設定することとし、対面だけでなく電話や電子メールでの相談にも対応すること。

設置時期を含め詳細については、厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

ウ) 説明会の開催

年3回以上開催すること。開催にあたっては、実施団体の会員以外で看護師の特定行為研修に携わる者も参加できるよう、参加者を広く募集するとともに、多数参加できるよう、適切な時期・時間・場所・方法などを設定すること。

また、オンライン形式による開催も可能とする。

なお、開催時期・開催内容等については厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

エ) 説明会の内容

説明会のプログラムには、以下の内容を含むこと。

- ・ 特定行為に係る看護師の研修制度の概要
- ・ 介護保険施設等での修了者の活躍の具体例や効果
- ・ 指定研修機関や協力施設になるための手続きや体制構築に関すること

その他、必要に応じて、介護保険施設等における特定行為研修制度の推進に係

わる内容等、参加者のニーズに応じた内容を検討すること。

オ) その他の支援

介護保険施設等が指定研修機関・協力施設となるための相談窓口や手続きに関する説明会以外の独自の支援策についても特定行為研修実施体制推進委員会で検討し、企画・実施すること。

② 介護保険施設等へのシンポジウムの開催等による周知・広報

介護保険施設等の管理者や医師に対し、特定行為研修制度の周知を行うためのシンポジウム等を開催する。

ア) シンポジウム等の対象

介護保険施設等の管理者や医師、看護師 等

イ) シンポジウム等の開催

年1回以上開催すること。開催にあたっては、実施団体の会員以外で看護師の特定行為研修に携わる者も参加できるよう、参加者を広く募集するとともに、多数参加できるよう、適切な時期・時間・場所・方法などを設定すること。

また、オンライン形式による開催も可能とする。

なお、開催時期・開催内容等については厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

ウ) シンポジウム等の内容

シンポジウム等のプログラムには、以下の内容を含むこと。

- ・ 特定行為に係る看護師の研修制度の概要
- ・ 令和6年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設における特定行為研修修了者の養成及び医師との連携体制等に関する調査研究事業」で作成した介護保険施設における修了者の養成及び組織的配置・活動ガイドの紹介や周知
- ・ 介護保険施設等の修了者の具体的な活動例の紹介
- ・ 参加者に対するアンケート調査

その他、必要に応じて、介護保険施設等における特定行為研修制度の推進に係わる内容等参加者のニーズに応じた内容を検討すること。

上記、介護保険施設における修了者の養成及び組織的配置・活動ガイドの紹介や周知の方法については、当該事業実施団体と連携し検討すること。周知の方法は紙媒体の配布のほか、電子媒体をHP等へ掲載する方法も可能とする。

2) 報告書の作成

事業実施後、別添1に定める事項を記載した本事業全体の報告書を作成するとともに、以下の資料を添付したうえで、令和8年3月末までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

- ・ 特定行為研修実施体制推進委員会のメンバー及び議事録
- ・ 説明会の実施報告書（別添2）
- ・ シンポジウム等の実施報告書（別添3）
- ・ その他、事業実施状況の把握に当たり参考になるもの 等

5 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協動的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙様式1)を提出すること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書(別紙様式2)を提出すること。

(2) 業務の遂行

本事業の実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うため

の体制及び責任者を定めなければならない。

③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。

- ・ 個人情報の取扱いに係る規定
- ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
- ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
- ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

6 事業期間

事業期間は、令和7年4月1日又は実施団体として選定された日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までとする。

7 応募団体の評価

(1) 評価の方法

実施団体の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、介護保険施設等の特定行為研修周知事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリング

に出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものとなっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については、14,402千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、4 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

9 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「介護保険施設等の特定行為研修周知事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月18日（火）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「介護保険施設等の特定行為研修周知事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）とします。

※ 郵送、持参にかかわらず提出資料一式の電子データを令和7年3月18日（火）17時までにメールにて提出してください。なお、メールの件名（題名）は必ず「介護保険施設等の特定行為研修周知事業企画書」とし、団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたもの（Word形式及びPDF形式）と黒塗りしていないもの（PDF形式）をそれぞれ提出してください。

（提出先メールアドレス）kango-jigyo@mhlw.go.jp

③ 提出書類及び部数

アについては、正本1部、副本1部とし、副本は団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたものとしてください。

ア 「介護保険施設等の特定行為研修周知事業企画書」 5部

イ 団体の概要が分かる資料 2部

・パンフレット等

・定款又は寄附行為

・団体の直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 2部

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料 2部

- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。「持参」の場合は、9（2）②に記載する問い合わせ先に事前に連絡し、指示を受けてください。
- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。
- ※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。
- ※ 応募書類の差し替えはできません。

介護保険施設等の特定行為研修周知事業

実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 年間スケジュール
2. 特定行為研修実施体制推進委員会の設置、開催状況
委員の構成、委員の属性（所属機関名、職種、職位、氏名等）、開催スケジュール、開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）
3. 特定行為研修実施体制推進委員会における検討内容
 - ・ 介護保険施設等が指定研修機関・協力施設となるための支援に関すること
 - ・ 介護保険施設等へのシンポジウムの開催等による周知・広報に関すること 等
4. 相談窓口の設置概要
 - ・ 設置の時期、時間、方法（対面、電話、オンライン、電子メール等）、相談件数、相談者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無等）、相談内容、回答内容等
5. 説明会の開催概要
 - ・ 別添 2 の概要
6. シンポジウム等の開催概要
 - ・ 別添 3 の概要
7. 取組を推進する上での課題、困難な事項
8. その他

介護保険施設等の特定行為研修周知事業

説明会実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 開催概要
 - ・開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）等
2. 参加者の概要
 - ・参加者数、参加者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無等）等
3. 説明者の概要
 - ・説明者の属性（氏名、所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無等）等
4. 説明会のプログラム概要
 - ・進行表等
5. 説明会の実施概要
 - ・説明会の実施内容を記載。
 - ・説明者の説明内容や参加者からの質問や意見についても記載すること。
6. 説明会の評価
 - ・参加者からの評価、説明者からの意見
 - ・説明会開催後アンケートの集計結果 等
7. その他

介護保険施設等の特定行為研修周知事業

シンポジウム等実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 開催概要
 - ・開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）等
2. シンポジウム等のテーマ
3. 参加者の概要
 - ・参加者数、参加者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無、等）等
4. 発表者の概要
 - ・発表者の属性（氏名、所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無等）等
5. シンポジウム等のプログラム概要
 - ・進行表等
6. シンポジウム等の実施概要
 - ・シンポジウム等の実施内容を記載。
 - ・シンポジストの講演内容や参加者からの質問や意見についても記載すること。
7. シンポジウム等の評価
 - ・参加者からの評価、シンポジストからの意見
 - ・シンポジウム等開催後のアンケートの集計結果 等
8. その他